

## 第二次報告に向けた現状等の確認・整理（案）

**（１）生活環境における線量管理と防護対策**

a) 住宅の除染 .....	1
b) 除染未同意住宅の同意取得 .....	2
c) 除染未実施地区の除染 .....	3
d) 庭木等、樹木・茂みの対策 .....	4
e) 事後モニタリングと追加的な除染.....	5
f) モニタリングマップの作成 .....	6
g) ガンマアイの活用 .....	7
h) ガンマカメラの活用 .....	8
i) 環境ガラスバッジ、汚染密度計測等各指標の活用.....	9
j) 空気中ダストサンプリング .....	10
k) 生活道路のモニタリング .....	11
l) フレコン（フレキシブル・コンテナ）の保管・管理.....	12
m) 仮置場の監視 .....	13

**（２）個人の被ばく線量観測とコミュニケーション**

a) 個人被ばく線量の把握 .....	14
b) ホールボディカウンター（WBC）検査.....	15
c) 相談員制度 .....	16

**（３）水と食品の安全確保**

a) ダム湖水の安全確認 .....	17
b) 上下水道の水質管理 .....	18
c) 沢水を利用した簡易水道の水質管理.....	19
d) ストロンチウム飛散状況把握 .....	20
e) 食品に含まれる放射能濃度の把握.....	21

**（４）農業・漁業の再興**

a) 農業用水の水質管理 .....	22
b) 米における放射性物質の把握 .....	23
c) 農作物（米以外）・魚類・畜産物・加工品における放射性物質の把握.....	24

**（５）森林の安全確保**

a) 森林除染の促進 .....	25
------------------	----

**（６）災害廃棄物への対応等・移送のための交通網の確保**

a) 災害廃棄物・除染廃棄物 .....	26
----------------------	----

## (1) 生活環境における線量管理と防護対策

### a) 住宅の除染

#### 【第一次報告より】

現状	国（環境省）が平成25年度中までに予定した除染作業はほぼ完了。その効果（平成24年9月から平成25年12月までに測定）は、町の北西部において、宅地の線量平均値が1.39→0.63 $\mu$ Sv/時（比較的線量の高い地区）、0.37→0.25 $\mu$ Sv/時（比較的線量の低い地区）、宅地周辺森林の線量平均値は1.61→1.12 $\mu$ Sv/時（比較的線量の高い地区）、0.45→0.40 $\mu$ Sv/時（比較的線量の低い地区）など。
評価	<ul style="list-style-type: none"><li>平成25年度までの除染作業は国の計画通りに終了できると考えられる。</li><li>放射性物質汚染対処特措法に基づく国の基本方針では、年間追加被ばく線量について、一般公衆は約50%減、子どもは約60%減という目標が定められているが、この目標は、町全体として見た場合、達せられていると考えられる。しかしながら、一部においては、除染前後の空間線量平均値の低減率が低い箇所もある。</li><li>除染により線量が低減しているが、線量が比較的高く、居住空間に影響を与える可能性がある箇所についてはケースに応じた対応が必要となる。</li></ul>
提言	国は、各世帯への完了報告のため、除染結果報告書を速やかに提出し、その結果に応じて国が除染の長期目標としている個人が受ける追加被ばく線量1mSv/年が達成されるまでは除染に取り組むこと。

#### 【第二次報告（仮称）に向けて】

現状	平成25年度までの除染作業をすべて完了。その効果（除染後測定：平成24年6月～平成26年5月）は、宅地の空間線量率が平均46%低減（平均0.70→0.38 $\mu$ Sv/時）。除染前の線量率が高いほど低減率が高い傾向にあるものの、除染前の線量率が高かった地区（町の北西部等）においては、除染後もなお、他地区の除染前線量率を上回っている例がある。〔資料1 - p.9〕
評価	<ul style="list-style-type: none"><li>●</li><li>●</li><li>●</li></ul>
提言	

b) 除染未同意住宅の同意取得

【第一次報告より】

現状	除染未同意の宅地が 50 世帯強あり。(平成 26 年 2 月末時点)
評価	● 除染未実施の宅地の近隣の町民の方への配慮が必要であり、早急にこれらの宅地の除染が必要である。
提言	国は、引き続き同意取得を推進し、除染を行うこと。

【第二次報告（仮称）に向けて】

現状	除染未同意の宅地は 20 件に減少。(平成 26 年 10 月末時点)
評価	● ● ●
提言	

c) 除染未実施地区の除染

【第一次報告より】

現状	災害復旧（道路復旧）関連で除染未実施の地区（中山間部の集落等）あり。
評価	• 早急に除染が必要である。
提言	国は、これら地区の除染を早期（平成 26 年度中）に実施すること。

【第二次報告（仮称）に向けて】

現状	災害復旧（道路復旧）関連で除染未実施であった地区（中山間部の集落等）については、平成 26 年度中に除染を完了予定。
評価	• • •
提言	

d) 庭木等、樹木・茂みの対策

【第一次報告より】

現状	伐採の是非など線量低減策が未確定。
評価	● 立木のあるところに隣接する場所の中には、線量が高い箇所もある。一方で、樹木による遮蔽効果もあると考えられることから、これらを総合的に判断した対応が必要である。
提言	国は、住宅近隣の樹木・茂みに対する対応策を検討すること。また、樹木の除染や伐採によって発生する可燃性廃棄物の廃棄について、減容化も合わせて検討すること。

【第二次報告（仮称）に向けて】

現状	庭木等（植栽部）については、取り残しや新たに汚染が確認されるなど、除染効果が維持されず、空間線量に影響を与えている場合、フォローアップ除染を行う。 国（環境省）は、樹木（いぐね）・茂みを伐採することで線量低減効果はないとしているが、既に自主判断でいぐねを伐採した町民への聴き取り、調査などを実施中。
評価	● ● ●
提言	

e) 事後モニタリングとさらなる除染

【第一次報告より】

現状	国のロードマップ（平成 26 年 9 月頃まで事後モニタリング、その後フォローアップ除染）が提示済。
評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 国が長期的な目標としている個人が受ける年間追加被ばく線量 1 mSv を超える場所については、区域指定の見直しにより帰還が可能となった場合でもさらなる除染が必要である。除染後も線量が比較的高い場所があり、建物の材料、コンクリート瓦等の建築構造によっては除染の手順やマニュアルに則った除染では効果があまり表れない場合がある。</li> <li>• 環境省のフォローアップ除染の方針に示された箇所のみならず、周囲の空間線量に影響を与えるほど局所的に放射性物質が溜まった場所などへの対応も必要であると評価される。特に、除染後も十分な空間線量の低減効果が得られない場合については、その原因究明が必要である。</li> </ul>
提言	国は、フォローアップ除染に関する具体的な実施目安を提示し、フォローアップ除染を早期に開始すること。また、除染後も十分な空間線量の低減効果が得られない場合について、その原因を調査し対策をとること。

【第二次報告（仮称）に向けて】

現状	事後モニタリングにより、宅地における 1m 高空間線量率は約 59%低減（除染前平均値 0.74 $\mu$ Sv/h→事後モニタリング結果平均値 0.31 $\mu$ Sv/h）していることを確認。国（環境省）は取り残しや新たに汚染が確認されるなど、除染効果が維持されず、空間線量に影響を与えている場合は、個別に原因究明を行い、平成 26 年 10 月から、対象となる箇所についてフォローアップ除染を開始するとしている。ただし、フォローアップ除染に関する具体的な実施目安、対象箇所の選定方法については明らかにされていない。〔資料 1 - p.8～11〕
評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>•</li> <li>•</li> <li>•</li> </ul>
提言	

f) モニタリングマップの作成

【第一次報告より】

現状	除染効果が一覧できる詳細なモニタリングマップがない。
評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>除染の効果をわかりやすく把握し、評価するためにも町全体的な除染効果を確認できる放射線モニタリングマップが必要である。</li> </ul>
提言	<p>国は、除染前後の線量比較ができる詳細なモニタリングマップを作成し公表すること。</p> <p>また、モニタリングマップに掲載するモニタリング箇所について、町や町民の要望を反映させること。</p>

【第二次報告（仮称）に向けて】

現状	国（環境省）において、除染の効果を示す線量MAP（空間線量率1mメッシュマップ）を作成、公表。町民説明会を実施するとともに、全戸配布。〔資料1-p.1〕
評価	<ul style="list-style-type: none"> <li></li> <li></li> <li></li> </ul>
提言	

g) ガンマアイの活用

現状	町がガンマアイを活用し、公共施設の除染効果等を調査済。
評価	● ホットスポットの特定など、事後モニタリングに有効だと考えられる。
提言	町は、今後の除染につなげるため、調査結果を国に提供し、有効活用を求めること。

【第二次報告（仮称）に向けて】

現状	町の測定結果について国へ情報提供し、事後モニタリングの結果とともにフォローアップ除染の基礎データとして活用。
評価	● ● ●
提言	

## h) ガンマカメラの活用

現状	町が線量分布の可視化により除染効果確認を実施中。
評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>線量分布を可視化することにより、平均的な空間線量率から比較して、相対的に線量の高い部分を特定するには有効であり、可視化できることが最大のポイントである。これは町民に対するリスクコミュニケーションにも活用できる。</li> <li>ガンマカメラによる測定結果をリスクコミュニケーションに活用することは、環境省による「除染優良取組事例集（グッドプラクティス集）」でも紹介されているとおり有効である。</li> <li>ガンマカメラによる測定結果について、町民に正しく理解をしてもらうための説明が重要である。</li> </ul>
提言	町は、今後とも同様の除染効果確認を継続すること。また、町民への除染効果の説明にも有効活用すること。

### 【第二次報告（仮称）に向けて】

現状	<p>町の測定結果について国へ情報提供し、事後モニタリングの結果とともにフォローアップ除染の基礎データとして活用。</p> <p>平成 26 年度もガンマカメラによる測定を実施し、住民への放射線の実態説明に活用。</p>
評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>•</li> <li>•</li> <li>•</li> </ul>
提言	

i) 蛍光ガラス線量計、汚染密度計測等各指標の活用

現状	家屋 14 軒のサンプリング調査では、室内において、一部、放射性物質が検出された。蛍光ガラス線量計（以下「環境ガラスバッジ」という。）による定点観測では、年換算値で 1.86～3.45mSv/年（H25.10.4～H26.1.9 の累積値より算出）。
評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境ガラスバッジだけでは除染効果の検証データとしての活用は難しいが、屋内の表面汚染密度測定や、半導体方式個人積算線量計（以下「個人用ガラスバッジ」という。）、屋外の空間線量モニタリング等を組み合わせて、建物の遮蔽効果や空間線量と個人積算線量との対比等に活用できる。表面汚染密度測定調査の結果から、家屋外からの外気が侵入しやすい台所、風呂、洗面所などが他の居室に比べて比較的汚染密度が高い傾向を示すことがわかっている。</li> </ul>
提言	町は、引き続きこれらのデータ取得・分析により経過の把握を行うこと。

【第二次報告（仮称）に向けて】

現状	<p>町内 20 箇所の家屋内で外部からの影響を受けやすいと考えられる箇所（換気扇、窓枠等）の表面汚染密度を測定、家屋全体と比較して放射性物質の付着が多いことを確認。住環境回復支援事業（ハウスクリーニング、害虫駆除）、化学雑巾等による拭き取りの奨励などにより、低減を促進。〔資料 3 - p. 2〕</p> <p>環境ガラスバッジによる定点観測では、日を追って線量率は減少、室内平均値は 0.3 <math>\mu</math>Sv/時を下回る数値。〔資料 3 - p. 6〕</p>
評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>•</li> <li>•</li> <li>•</li> </ul>
提言	

j) 空気中ダストサンプリング

現状	通常の空気中ダストの結果は全てND（不検出）。
評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 空気中ダストの放射性物質に対する町民の不安を払拭するため、検査結果の公表と空間環境の把握が必要。</li> </ul>
提言	町は、引き続きダストサンプリングによる計測を行うこと。

【第二次報告（仮称）に向けて】

現状	平成26年8月より、町内5箇所（教育施設4箇所を定点、残る1点は各公共施設）で測定実施、全てND（不検出）。今後も月1回の測定を継続予定。〔資料3-p.3〕
評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>•</li> <li>•</li> <li>•</li> </ul>
提言	

### k) 生活道路のモニタリング

現状	町所有の自動車積載モニタリング装置によるモニタリングを実施予定。
評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>依然として空間線量率の高い箇所が残っている可能性があることを念頭に、モニタリングを実施する必要がある。</li> </ul>
提言	町は、このモニタリングについて、特に通学路や、学校、公園等の子どもが利用する施設等周辺を重点的に実施するとともに、その結果をもとに、必要に応じてさらなる除染の実施を国に求めること。

### 【第二次報告（仮称）に向けて】

現状	<p>町独自に町内走行モニタリング調査を実施（頻度：3カ月に1回）し、結果を町ホームページに随時公開中。</p> <p>また、特に、通学路や学校・公園等の子どもが利用施設周辺を歩行モニタリング調査。空間線量率 <math>0.23 \mu\text{Sv}/\text{時}</math> 以下の割合はあおぞらこども園周辺 73%、檜葉南小周辺 89%、檜葉中学校周辺 52%（但し計測範囲を竜田駅周辺まで拡大、森林隣接道路の測定を含む）。空間線量率の低減は確認されるが、森林周辺・植栽部分で比較的高い。〔資料3-p. 16～20〕</p>
評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>•</li> <li>•</li> <li>•</li> </ul>
提言	

## 1)フレキシブル・コンテナの保管・管理

現状	フレキシブル・コンテナのトレーサビリティ確保（移動の過程が追跡でき、所在が適切に把握されていること）のため、町内にあるフレキシブル・コンテナにはQRコード付のタグ取付が行われている。加えて国は、その保管状況を一元管理するためのデータベース構築を推進する予算を平成25年度除去土壌等処理加速化データベース整備事業として確保した。
評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>データベースを構築する取り組みは評価できる。除去土壌等は引き続き適切に管理することが必要。</li> </ul>
提言	国は、フレキシブル・コンテナの保管状況一元管理データベースを公開し、地方自治体・町民が活用できるようにすること。

### 【第二次報告（仮称）に向けて】

現状	国（環境省）にて、国直轄除染事業分に関するデータベース構築済み。
評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>•</li> <li>•</li> <li>•</li> </ul>
提言	

m) 仮置場の管理

現状	国（環境省）による監視及び計測を実施中。
評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>国からの定期的な報告が町民に公表されているが、町民による状況把握も必要。</li> </ul>
提言	町は、各行政区に町民代表からなる仮置場委員会（仮称）等を設置し、町民自らが仮置場における廃棄物の管理状況を把握できるような体制を構築すること。

【第二次報告（仮称）に向けて】

現状	<p>国（環境省）により約 565,000 袋（平成 26 年 9 月末現在）搬入済みの仮置場を監視・計測。空間線量率は <math>0.29 \mu\text{Sv/h}</math>（入口付近の最大値）程度、浸出水・地下水からは、管理基準値超の放射性物質は不検出〔資料 1 - p. 6～7〕</p> <p>14 行政区 16 箇所の仮置場について、町民自らが監視員となる監視活動を毎月 1 回実施（平成 26 年 5 月～延べ 64 回、176 名参加）。残る 6 行政区 8 箇所についても、平成 26 年 12 月より監視を開始予定。〔資料 3 - p. 21～22〕</p>
評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>•</li> <li>•</li> <li>•</li> </ul>
提言	

## (2) 個人の被ばく線量観測とコミュニケーション

### a) 個人被ばく線量の把握

現状	特例宿泊実施期間中の被ばく線量は個人間で差があったものの、最大 0.13–0.58 $\mu$ Sv/時であった。
評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 個人の被ばく線量を判断するために、最も重要な手段が個人用ガラスバッジでの計測である。また、空間線量計は町内へ立入の際の環境放射線の把握には効果的である。多くのデータを蓄積することで帰還町民に対する適切な防護体制構築に活用することが可能である。個人用ガラスバッジや空間線量計の携帯は強制されるものではないが、それらの有効性について町民の理解を得られるように努めるべきである。</li> <li>● 生活圏の中で山林作業者は特に注意することが必要と考えられ、有効な対応策を検討するうえで、さらなるデータ取得が必要となる。</li> <li>● 実際の個人線量がどのように変化していくか注視し、効率的な低減策を検討すべきである。また、線量に応じて遮蔽率が変化する原因を解明する必要がある。</li> </ul>
提言	町は、個人被ばく線量の把握の重要性を周知し、線量計の携帯を促して、町民一人ひとりの放射線健康管理への意識向上を図ること。

### 【第二次報告（仮称）に向けて】

現状	<p>特例宿泊（年末年始、GW、お盆）における個人線量を計測。3回を通した追加被ばく線量（年換算値）は1mSv以下。GWにおける線量は、平均値、最大値、年換算値ともに年末年始より低下。〔資料3-p.12〕</p> <p>町民に貸与中のガラスバッジ（平成26年10月末現在2,922個）で計測された外部被ばく線量を、年1回の機器校正時にデータ集積中。貸与者本人にも年間被ばく線量を告知。</p>
評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>●</li> <li>●</li> <li>●</li> </ul>
提言	

b) WBC（ホールボディカウンター）検査

現状	受診者数が平成 23 年：約 1,800 名→同 24 年：約 500 名→同 25 年：約 250 名と減少。 特に若年層（20 歳以下）が平成 23 年：約 1,300 名→同 25 年：約 50 名と激減。
評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現在、町民は市販されている飲食物を中心とした食生活であるため、内部被ばくの可能性は極めて低いですが、意識せず摂取している可能性も否定できない。また、帰町後は自家栽培した作物や山野で採取した山草などを摂取することも考えられる。そのため定期的な検査が必要であるが、現在、受診者数が減少している。</li> <li>● WBC で出た値に対し町民が判断するための情報も併せて提供することが重要である。</li> </ul>
提言	町は、より多くの町民（特に若年層）が毎年 1 回程度受診するよう、町民に対する理解促進・意識啓発を図ること。

【第二次報告（仮称）に向けて】

現状	受診者数は平成 26 年度 146 名と、さらに減少。若年層の受診率が大幅に減少していることが原因。〔資料 3 - p. 14～15〕
評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>●</li> <li>●</li> <li>●</li> </ul>
提言	

c) 相談員制度

現状	町民の線量等に対する理解促進・防護対策に向けた支援が必要。
評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 他の自治体において、帰還後の健康相談・防護対策の紹介等を実施する事例は有効である。</li> <li>• 町民からの質問に対応するだけでなく、測定・防護対策の紹介をはじめ町民の不安に向き合い、町民に寄り添った情報の提供も行うような相談員体制を整備することが必要である。特に、町民の相談ニーズの高い自家栽培・採取品に詳しい専門家等を相談員に配置することが望ましい。</li> </ul>
提言	町は、放射線の防護に関するアドバイスが可能な相談員（専門家等）を配置すること。また、国は、町での対応が困難な、高度な専門的内容に関して、相談員を支援する体制を構築すること。

【第二次報告（仮称）に向けて】

現状	平成 27 年 1 月から相談員を配置予定で、現在、詳細検討中。
評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>•</li> <li>•</li> <li>•</li> </ul>
提言	

### (3) 水と食品の安全確保

#### a) ダム湖水の安全確認

現状	木戸ダムはダム底から取水・放水口までが約60mあり、放射性物質はダム底の堆積泥中に保持されていると考えられる。
評価	<ul style="list-style-type: none"><li>ダム底に保持された放射性物質が流れ出る可能性は低いと考えられる。木戸ダムは取水口が上の方にあるため、浮遊した土砂の移動を止めることができ、ダムがあることによって流域の線量は減っていると予想される。</li><li>水道水への放射性物質の混入を防ぐ観点からは、ダム湖底の汚染泥を浚渫することは必ずしも適切ではないことも考えられる。しかし、水道の安全に対する町民の関心や不安感が高いところであることから、水道水ができるメカニズムや水道水の汚染防止策や汚染が生じた際にとられる対応策などについて、町民に情報提供を行う必要がある。加えて、必要に応じてさらなる対策を検討することが望まれる。</li></ul>
提言	国は、木戸ダムの放流水のモニタリングを頻繁に行うとともに、必要に応じて放射性物質の拡散防止策やダム湖の浚渫を検討すること。

#### 【第二次報告（仮称）に向けて】

現状	木戸ダムの水質・底質モニタリング箇所を定点に加え15箇所増加（計16箇所）して測定。水質は全地点でND（不検出）、底質は51～12,200Bq/kgの範囲。〔資料2-p.14〕
評価	<ul style="list-style-type: none"><li>•</li><li>•</li><li>•</li></ul>
提言	

## b) 上水道の水質管理

現状	木戸川に設けられている取水堰では、河川水が一定の濁度を超えた場合には取水が停止されるようになっている。また、放射性物質を含んだ土砂を水道に混入させないため、連続的に取水の濁度管理を実施している。さらに、浄水施設では、定期的に放射性物質の検査を実施している。
評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 取水の際の安全対策体制が確立されているが、台風・大雨などによる増水で河川水が濁る場合があり、町民の不安につながっている。</li> <li>• 河川からの取水口の部分で確認される放射性物質は、ダム湖由来ではなくダムから取水口までの8kmの間で流入したものだと考えられ、今後とも量は減少しながらも継続して確認されることが予想される。濁度と放射性物質の量には相関がある。現在は厳密・連続的な濁度管理により、取水がモニタリングされている。町民の安心に対しては、さらなる上水道のモニタリングが必要と考えられる。</li> <li>• 不測の災害による取水中への放射性物質の混入をモニタリングできる測定体制の強化が必要である。取水中への放射性物質混入に対応できる緊急水浄化施設の設置が必要である。高頻度の水道水放射性物質モニタリングシステムの設置が必要である。</li> </ul>
提言	町は、さらなる安心のため、放射性物質の高頻度モニタリングシステムの設置について、国を含めた関係機関に働きかけること。

### 【第二次報告（仮称）に向けて】

現状	<p>水道企業団・復興庁により、水道水の24時間モニタリング機器を導入予定（平成27年度開始）。ゲルマニウム半導体検出器による浄水の放射性モニタリングについて、週3回→毎日に変更。〔資料2 - p.12～13〕</p> <p>タブレット端末を活用したモニタリング結果のプッシュ配信、町めぐりツアーにおける木戸ダム・小山浄水場の見学などのリスクコミュニケーション活動も実施。〔資料2 - p.17～18〕</p>
評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>•</li> <li>•</li> <li>•</li> </ul>
提言	

c) 沢水を利用した簡易水道の水質管理

現状	除染対象外となっていた簡易水道について、過去のモニタリング結果は、すべて不検出であることが確認された。
評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>簡易水道からは放射性物質は検出されていないが、安全性の担保のため今後も測定が必要である。</li> </ul>
提言	国は、これら施設の定期的なモニタリングと除染を実施するとともに、被災施設の復旧あるいは上水道への更新を支援すること。

【第二次報告（仮称）に向けて】

現状	<p>国（環境省）が年 4 回モニタリングを実施。</p> <p>町は、平成 26 年 10 月下旬から町内 3 箇所の飲料水供給施設において週 3 回の測定を実施。測定結果は ND（不検出）。〔資料 3 - p. 5〕</p>
評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>•</li> <li>•</li> <li>•</li> </ul>
提言	

d) ストロンチウム飛散状況把握

現状	ストロンチウムはセシウムに比べ飛散した量は少ない。国は広域的な飛散状況を把握済。
評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>国による調査は全体状況のみであることから、さらなる安心のため、町内の詳細状況、とりわけ飲用水の安全を確認することが必要である。</li> </ul>
提言	町は、町内における詳細な飛散状況を把握するとともに、水の安全・安心を確保するため、河川水のストロンチウム検査を実施すること。

【第二次報告（仮称）に向けて】

現状	平成 26 年 4 月、木戸川河川水 3 箇所を取水。過去の核実験等による影響と想定されるレベルを検出。次年度以降も測定を実施予定。〔資料 3 - p. 4〕
評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>•</li> <li>•</li> <li>•</li> </ul>
提言	

e) 食品に含まれる放射能濃度の把握

現状	簡易分析測定器により町民の持ち込む食品の放射能レベル測定を実施中。特に食品の基準値 (100Bq/kg) を大きく上回るものは、キノコ (最大 15, 122 Bq/kg (H24. 10. 15))、果実類 (柿、栗、ゆず 最大 2, 631 Bq/kg (H25. 9. 24))、猪 (最大 7, 942 Bq/kg (H25. 3. 6))、山菜 (特にたらの芽 最大 5, 090 Bq/kg (H25. 4. 11)) など。
評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 非流通食品の2割が摂取基準を超えていること、檜葉町民の多くが自家栽培の野菜等を食べる習慣を持っていたことから、自家栽培・採取品に対する町民への注意喚起 (摂取制限の基準値を超える食品に関する周知)、検査による安全の確認が必要である。</li> <li>• 放射性物質の農作物への移行については、未解明の点も多い。継続的な測定とデータの蓄積により、経年変化を分析して知見を得ることが必要である。</li> <li>• キノコ類は、放射能濃度が高いことが知られているが、施設栽培のキノコは摂取基準値以下であることから、こうした安全・安心情報も示すことが必要である。</li> <li>• 町の果実である「ゆず」の放射能濃度が高いことから、特別の注意を払ってその原因を究明し対策を検討することが望まれる。</li> <li>• 自家栽培・採取品に関して、その栽培・採取に際して留意すべき事項、栽培・採取された食品の測定など、全般的に相談対応を担う相談員を配置・育成することが望まれる。</li> </ul>
提言	町は、引き続き食品の簡易分析を行うとともに、放射能濃度の高い食品・摂取基準を下回っている食品に関する情報の町民への周知徹底を図ること。さらに、町民自らが測定可能な簡便な検査機器を導入して、これを維持・管理するとともに、自家栽培・採取食品に関する各種相談対応にあたる体制を整備すること。

【第二次報告 (仮称) に向けて】

現状	簡易分析測定器により町民の持ち込む食品の放射能レベル測定を継続実施中。平成 26 年度中の測定結果 (377 検体) では、1 検体当たりの検出数値が高いものはキノコ類、山菜類、鳥獣類 (猪) となっている。〔資料 3 - p. 7~8〕
評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>•</li> <li>•</li> <li>•</li> </ul>
提言	

#### (4) 農業・漁業の再興

##### a) 農業用水の水質管理

現状	農業用ため池・用水路等の除染は未実施。
評価	<ul style="list-style-type: none"><li>● 土壌中の放射性セシウムが地下水や河川に流出することは少ないと考えられる。</li><li>● ため池から水を介して水田に流入するセシウムの量は、水田に元から存在するセシウムの量に比べて1,000分の1程度であり、その影響は極めて小さい。</li><li>● 放射性セシウムの移動は土粒子として少しずつ上流から下流に流れる。ため池やダムが存在が下流に流出する放射性セシウム濃度を大きく増大させる事象は起きないと考えられる。農業用水路内の土砂に含まれる放射性セシウムは、周辺道路のアスファルトから流出して水路に入ったものであり、遠方の水源からのものではない。</li><li>● 農業用水路の除染においては、遠方の水源でなく農地直近の水路の土砂の除去を行うべきである。</li></ul>
提言	国は、ため池・用水路等の汚染状況とその影響について調査し、必要な対応（ため池の浚渫等を含む）をとること。

#### 【第二次報告（仮称）に向けて】

現状	県がため池の実証モデル事業（汚染拡散防止対策事業）として、平成26年度中にため池底質除去を実施予定。
評価	<ul style="list-style-type: none"><li>●</li><li>●</li><li>●</li></ul>
提言	

## b) 米における放射性物質の把握

現状	流通米及び自家消費米について、県内市町村で全袋検査を実施中。町内の実証栽培（平成 25 年度実施）の結果、土壌から米への放射性物質の影響は少ない（移行係数：約 0.003）が、土壌特性によりバラつきがある。
評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 深耕後の線量は全てにおいて低減しているわけではない。</li> <li>● 稲への移行対策についてはカリウムの散布の効果が実証されている。今後さらなる実証栽培により放射性物質の移行がないことを確認していくことが必要である。</li> <li>● 土壌から米への放射性物質の影響は少なく（移行係数：約 0.003）、耕作した米が基準値を超える可能性は非常に低い。ただし土壌特性によりバラつきがあり、例外的に高い数値が出ることもある。土地の汚染濃度による影響よりも、土壌特性による影響が大きい。檜葉町にそのような特性を持った土壌があるかを把握することが重要である。</li> <li>● 移行係数の経年変化（減少度）を見ることも重要である。通常は 1 年で大きく減少するが例外があり得る。</li> </ul>
提言	町・県・国は、協力して、全耕作地の土壌特性を把握するため、実証栽培を全面实施すること。また、この結果より、必要に応じて放射性物質が稲に移行しない工夫の検討を国へ要望すること。

### 【第二次報告（仮称）に向けて】

現状	平成 26 年度における町内の檜葉町水稻放射性物質移行実証試験で収穫された米について、県による全袋検査を実施。435 件中、434 件が ND（不検出）、残る 1 件も基準値以下。〔資料 3 - p.9〕
評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>●</li> <li>●</li> <li>●</li> </ul>
提言	

c) 農作物（米以外）・魚類・畜産物・加工品における放射性物質の把握

現状	米以外の流通食品に対する全品検査体制なし。
評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 土壌特性により農作物への移行係数にバラつきがある。現状では、檜葉町内の土壌特性に関するデータがなく、どのように移行するかは未解明である。</li> </ul>
提言	国は、今後、農業・漁業・畜産業に係わる全品検査の体制の整備、高速・非破壊式の放射能スクリーニング検査機の開発・導入などを進めること。

【第二次報告（仮称）に向けて】

現状	平成 27 年 9 月以降に檜葉町水産加工施設において、農業・漁業・畜産業・土壌等について非破壊型測定器を導入（平成 27 年 3 月）し運用開始予定。
評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>•</li> <li>•</li> <li>•</li> </ul>
提言	

## (5) 森林の安全確保

### a) 森林除染の促進

現状	森林除染に関する国の方針は未提示。
評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 町土の約7割を占める森林に対しては、生活圏におけるさらなる安心の確保のため、早期に除染に着手することが望ましい。</li> <li>● 現在は、森林への対応計画が立てられていない。また、森林に関する基礎的なデータがまだないため、現状の把握が必要である。</li> <li>● 森林の樹木については、線量を高める影響よりも遮蔽効果の方が高い可能性があり、伐採すると線量は高くなることも考えられる。これについては検証が必要である。</li> <li>● 森林の土壌に保持された放射性物質は水によって流れ出さないため、半減期にそって森林の線量はそのまま自然減退していくと考えられる。一方で、森林の手入れを十分に行わないと、土壌流出が生じやすくなるおそれがあるため、定常的・適切な森林管理が必要である。</li> <li>● 森林除染に当たっては、その方法について事前の十分な検討が必要である。またその際には、放射性物質に汚染された可燃性廃棄物の仮置き・減容化対策についても併せて検討することが必要となる。</li> </ul>
提言	国は、森林除染について早期に検討し、その方針を提示するとともに、関係機関・関係団体等と協力しつつこれを推進すること。その際、バイオマス発電も含めた、森林資源の活用方法・減容化策についても検討すること。

### 【第二次報告（仮称）に向けて】

現状	森林除染については、檜葉町内において第一次報告以降も特段の動きなし。
評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>●</li> <li>●</li> <li>●</li> </ul>
提言	

## (6) 災害廃棄物への対応等・移送のための交通網の確保

### a) 災害廃棄物・除染廃棄物

現状	津波被災地区のがれき等災害廃棄物等は、町内に推定 76,000 トン(可燃:36,000 トン、不燃:40,000 トン)あり、今後、帰町につれて粗大ごみなどがさらに増加する見込み。また除染廃棄物を入れたフレキシブル・コンテナは約 49 万袋あり(平成 26 年 2 月 20 日現在)、今後も除染活動に伴い増加見込み。
評価	● 災害廃棄物と除染廃棄物の適切な処理が進んでいない。早い時期に減容化・移送するなど適切な処理が必要である。
提言	国は、高性能のセシウム回収機能を備えた減容施設を設置すること。また、除染作業にかかる資機材・要員及び除染廃棄物等の移送のため、常磐自動車道の早期開通を含む道路交通網の整備を早急に行うこと。

### 【第二次報告(仮称)に向けて】

現状	減容化施設の設置については早期建設に向け継続して要望中。 国により策定された輸送基本計画において、常磐自動車道を利用する旨が提示されている(常磐自動車道は平成 27 年ゴールデンウィーク前までに全面開通予定)。今後、国は輸送実施計画を策定予定。
評価	● ● ●
提言	